

公益社団法人 日本化学会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、公益社団法人 日本化学会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、化学に関する、学術の進歩・技術の発展・産業の振興・知識の普及、並びにそれらを担う人材の育成を図り、もって社会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
 - (2) 会誌並びに学術図書の刊行
 - (3) 内外の関連学協会との連携、協力
 - (4) 研究の奨励及び研究業績の表彰
 - (5) 産学、産産交流並びに連携の推進など産業の振興に資する事業
 - (6) 化学知識の普及に資する事業
 - (7) 化学教育の振興など人材の育成に資する事業
 - (8) 化学の振興に関する政策提言
 - (9) 科学及び技術に関する調査、研究
 - (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

第3章 会員及び社員

(構成員)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同する個人又は団体であって、下記の会員をもって構成する。

- 1 正会員 次に掲げる各号の一つに該当する者。
 - (1) 化学、化学工業、又は化学に関する学術・産業に学識又は経験のある者
 - (2) 本会の目的に賛同する法人
- 2 学生会員 大学又はこれに準ずる学校に在籍する学生であって、化学又は化学工業に関心のある者。
- 3 教育会員 化学又は化学工業に関心のある者で、学校教育に従事する者、あるいはこれに準ずる者。
- 4 公共会員 公共性のある学校、図書館又は研究機関の代表者。

- 5 賛助会員 本会の目的を賛助する者。
- 6 名誉会員 化学又は化学工業について、特に顕著な功績のあった者で、所定の手続きを経て、後述第6章の理事会において承認された者。

(代議員の選任及び社員)

第6条 本会の社員は、個人正会員及び教育会員の中から概ね100人の中から1人の割合で選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」と言う)上の社員とする。

- 2 代議員を選出するために、個人正会員及び教育会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において別に定める。
- 3 代議員は、個人正会員及び教育会員から選ばれることを要す。個人正会員及び教育会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 4 第2項の代議員選挙において、個人正会員及び教育会員は、他の個人正会員及び教育会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は代議員を選出することはできない。
- 5 代議員の任期は、選任の翌年に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え、及び役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまで、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員を選任又は解任(第13条(2))並びに定款の変更(第13条(6))についての議決権を有しないこととする)。
- 6 代議員に欠員が生じた場合は、再選挙により欠員を補充することができる。欠員により選任された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 個人正会員及び教育会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を社員と同様に本会に対して行使することができる。
 - (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
 - (2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
 - (3) 法人法第57条第4項の権利(社員総会議事録の閲覧等)
 - (4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)
 - (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使記録の閲覧等)
 - (6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
 - (7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項、及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

(会員の資格の取得)

第7条 本会に入会しようとする者は、理事会が別に定めるところにより申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第8条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至った場合は、後述第 13 条及び第 18 条の社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の 1 週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第 11 条 前 2 条（任意退会、除名）のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員の資格を喪失する。

- (1) 第 8 条の支払い義務を 1 年以上履行しなかったとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 総社員が同意したとき。
- (4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

2 会員資格を喪失した者で、滞納会費に相当する金額を納めたときは、第 7 条の手続きを経て、再び入会を許すことができる。

3 会員資格を喪失した者は、代議員の資格も喪失する。

第 4 章 社員総会

(構 成)

第 12 条 社員総会は、すべての代議員をもって構成する。

(権 限)

第 13 条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 役員報酬等の額又はその規程
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項にかかわらず個々の社員総会においては、後述第 15 条第 3 項の書面（開催通知）に記載した審議事項以外の事項を決議することはできない。

(開 催)

第 14 条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

2 定時社員総会は、毎年 1 回、事業年度終了後 3 カ月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、

後述第 22 条に規定する会長が招集する。

2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する代議員は、会長に対して、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会を招集するときは、会長は、社員総会開催の 2 週間前までに代議員に対し必要事項を記載した書面により通知しなければならない。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

(定足数及び決議)

第 18 条 社員総会の決議は、次項に規定する場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行なう。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 合併及び解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第 22 条に規定する定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(書面による議決権の行使及び議決権の代理行使)

第 19 条 社員総会に出席できない代議員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における第 17 条及び第 18 条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第 20 条 理事又は代議員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について代議員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び社員総会に出席した代議員の中から選出された議事録署名人 2 名が記名押印するものとする。

第5章 役員

(役員を設置)

第22条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上27名以内
 - (2) 監事6名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を筆頭副会長、5名以内を副会長、1名を常務理事とする。
 - 3 前項の会長及び筆頭副会長、常務理事をもって法人法上の代表理事とする。
 - 4 必要に応じて6名以内の業務執行理事を置くことができる。

(役員を選任)

第23条 役員は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 会長、筆頭副会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

第24条 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 監事には、本会の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本会の職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、本会の業務を執行する。
- 3 筆頭副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、会長及び筆頭副会長を補佐し、本会の常務を掌理する。
- 5 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 役員は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

4 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第28条 役員が、次のいずれかに該当したときは、社員総会の決議により、解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第29条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(役員の本会に対する損害賠償責任)

第30条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任は全ての個人正会員及び教育会員の同意がなければ免除することができない。

(役員の本会に対する損害賠償責任の一部免除)

第31条 前条の役員の賠償責任について、法令に定める要件(善意でかつ重大な過失のない場合で特に必要と認めるとき)に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 社員総会の開催日時及び場所並びに議案等の決定

(2) 規則の制定並びに変更及び廃止に関する事項

(3) 本会の業務執行の決定

(4) 理事の職務執行の監督

(5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項及び重要な業務執行の決定を理事に委任することでは

きない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- (6) 第 31 条の役員の本会に対する損害賠償責任の一部免除

(招 集)

第 34 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは筆頭副会長が理事会を招集する。

(議 長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決 議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決によるが、この場合において議長は理事として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第 37 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 38 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。但し、第 25 条第 5 項の報告を除く。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、議事録に記名押印しなければならない。

第 7 章 財産及び会計

(財産の種別)

第 40 条 本会の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第 41 条 基本財産について、本会はその適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会及び社員総会の承認を得なければならない。

(保有する株式に係る議決権)

第42条 本会は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本会の事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

4 第1項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第46条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」と言う。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するも

のとする。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会の決議により変更することができる。

2 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、その事項の変更につき行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併)

第48条 本会は、社員総会の決議により、他の法人法上の法人との合併をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた理由により解散する。

(公益認定の取消しに伴う贈与)

第50条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に社員総会の議決により、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第51条 本会が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人、若しくは認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 支部及び部会並びに部門及び委員会等

(支部及び部会等)

第52条 本会は、理事会の承認を経て支部及び部会等を置くことができる。

(部門及び委員会等)

第53条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会の承認を経て部門及び委員会等を置くことができる。

第10章 事務局

(設置等)

第54条 本会の事務を処理するため、事務局を設置し、常務理事が管掌する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、常務理事が理事会の承認を得て任免する。

第 11 章 公 告

(公 告)

第 55 条 本会の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子広告ができない場合は、官報による。

第 12 章 補 則

(委 任)

第 56 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 43 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の代表理事は会長岩澤康裕、筆頭副会長上村大輔及び常務理事川島信之とする。
- 4 特例社団法人日本化学会の役員等選挙規程及び役員等選挙規程内規等に基づいて選任された代議員は、移行の登記により本定款が発効した後も、本定款に基づいて代議員の選任が行われるまでは引き続き本会代議員としての資格を失わない。

(平成 22 年 4 月 27 日 第 63 回通常総会決議 制定)

(平成 23 年 5 月 25 日 第 64 回通常総会決議 初回改訂)